

---

◇ 齋藤 征 信 君

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

3番、齋藤征信議員、登壇願います。

〔3番 齋藤征信君登壇〕

○3番（齋藤征信君） 3番、共産党の齋藤でございます。きょうは町内の公共交通のあり方と学校教育のあり方2項目について質問いたしたいと思っております。

まず町内運行バスの改善について5点伺います。

1、現在運行している元気号が利用しづらくなったとの声を聞きます。不評の原因と町民の要望はどこにあるのか伺います。

2、以前の乗車利用率と最近の利用状況がどのように変化しているのか伺います。

3、新たな見直し策の進捗状況と改善の方向、改善の障害点についてどう考えているのか伺います。

4、合わせてデマンドバス導入の考え方について伺います。

5、新過疎地域指定を受けてデマンドも選択肢の1つと前に答弁をしておりましたけれどもその後の検討状況、進捗状況について伺います。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町内運行バスの改善の方向についてのご質問であります。

1項目めの不評の原因と町民の要望についてであります。全体的に隔日運行を実施していた改正前のほうが利用しやすかったという意見が多くバスの台数をふやさずに隔日運行から毎日運行に改正したことが原因と捉えております。要望としましては地域によっては帰りの便がない。町立病院の受付時間に間に合わない。萩野鉄南地区の便がなくなった。虎杖浜地区の鉄南地区の便数が少ない。既存の路線バスとの接続が悪いなどの意見がありその改善を求める要望が多く寄せられました。

2項目めの利用状況の変化についてであります。利用者数は年々減少が続いており平成23年度は4万8,285人、前年比5,287人の減少。24年度は4万692人、前年比7,593人の減少。25年度が3万2,089人、前年比8,603人の減少となっております。今年度は7月までの利用者数は1万505人で前年比640人の減少となっております。

3項目めの見直し策の方向と改善の障害点についてであります。町民の方から寄せられたご意見や要望などを元に見直しを検討してきましたが、財政負担が大きくなることから経費の増加を抑え効果を上げるために事業者との現地確認などを行い路線の見直し策を検討し、今後は補助金の交付要件を再度協議するとともに変更申請の手続きを行う予定であります。しかし当初改正を予定していた10月からは時期は遅れることとなりますができるだけ早い時期に実施したいと考えています。

4項目めのデマンドバス導入の考え方についてであります。デマンドバスにつきましては交通弱者の移動手段として必要性が高まってきていると認識しておりますが、財政負担の増加や過去に実施した検討でも課題となった一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者の参入など導入に向けては種々の課題の解決が必要な状況であります。高齢化の進展により今後交通弱者が増加していくものと見込まれることから白老町に適した公共交通系のあり方について引き続き検討を進めてまいります。

5項目めの過疎地指定を受けてのデマンドバス導入の検討状況についてであります。過疎地域指定を受けたことによりNPO等の地域に密着した団体が運送主体となる過疎地有償運送事業によるデマンドバスの運行も新たに手法となったことから他の手法と併せて検討してまいります。また過疎地域指定により過疎債の起債が可能となりソフト事業にも充当可能となっておりますが、過疎債については償還期間が12年と短いことから後年度の負担について慎重な検討が必要であると考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 1番と2番合わせて質問いたします。まずただいまの答弁なのですが当初の計画はバス3台だったはずだと思います。それが2台にしたこと、町民へのサービスを考慮して、そして地域をこまめに運行したこと、これでは時間がかかり過ぎて町民の不満が出てくるのはわかっていたはずですが。実施してすぐに不満が吹き出したということは当初の運営に対する読みが甘かったということになりませんか。このあたりどうでしょうか。不満が出てすぐにそれをどういうふうに対応しようとしてきたのかそのあたりを伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議員のお話のとおり当初計画では3台で運行予定で計画しておりました。財政的な負担等を考えた関係で2台に変更して以前から2台という形で運行し隔日運行を毎日運行にしたことにより町民の皆様の方から今答弁させていただいたようないろいろなお不満ご要望等が出てまいりました。担当といたしましてはなるべくすぐという形でいろいろ考えてきたわけなのですがいろいろな経費の問題それと事業者の人員管理の問題等ありましてなかなか進んでいなかったというのが現状でございます。今回最終的な案を事業者と今やっております担当といたしましては町民の皆様からの出たご要望等やご不満そういうものについてなるべく出向いたり電話等で説明をさせていただきましたが、やはり決まったもので町民皆様からの不満というのはその場ではなかなか解決していなかったというのが現状でございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） ここにいろいろと不満の声がする並べてありますけれども、私たち議会の懇談会の席上でも多くの不満と要望が出されておりました。答弁を聞いていても虎杖・竹浦・萩野方面の声が多いようですけれども、私も萩野の奥の方から何とかしてくれという声も聞いております。実際通院、買い物に西部方面から字白老までの所要時間はどのぐらいかかるようになったのか。改正前と比較してどうだったのか。

それから不満の中に接続が悪くなったというふうに書いてあるのですが、このフィーダー系統線を確立するというので考えていたはずでなぜ接続が悪くなったのか。もしそうであったとすればもうわかっていたはずなのに完全にこれをクリアしたわけではなかったのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず時間の関係でございます。今現在一番遠い虎杖浜から白老まで来るのに大体1時間10分前後かかっております。以前はもっと短くて50分前後だったかと思っております。はっきりした時間はちょっと申し上げられません。今時刻表を持ってきておりませんが1時間はかかっていなかったと思っております。

あと接続が悪いというもので当初考えておりましたものについてはJR等に接続するというような形で考えておりました。路線バスにもという形で考えていたわけなのですが、JR・路線バス等につきましても時刻の変更等の関係もございまして、その中では合わなくなった部分それと町民の方からこの公共機関ではなく別な公共機関に間に合わないとかそういう意見も多く出されていたのが現状でございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 実情はわかったのですけれども観光バスではないわけですから30分のところを1時間以上かかったというそういう効率性の悪さからいうと町民から不満が出てくるのはあたりまえの話です。せいぜい我慢しても1時間以内ぐらいならみんなのためにということで我慢はするのでしょうか、1時間以上かかって虎杖浜から乗ってくるというのは本当に1回使えば1日がかりの仕事になってしまうわけです。実態はわかったのですけれども先ほどの答弁の中にバス台数をふやさずにといいふうにいわれました。バス台数をふやさないで本当は3路線3台あれば一番いいことなのかもしれないけれども2台で運行したということになれば台数を減らしたことが最大の原因になるのか。あるいはもっと別なところにあるのか。そうなるとバスの運転手の勤務条件というのは本当に大変だろうと。毎日毎日運行で休みなく走っているということになってしまえば労働条件も絡めてどのように。その辺にも委託業者との関係というのが出てくるのではないかといいふうに思いますけれどもそのあたりはどのように捉えているのですか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 昨年6月改正する前は隔日運行でした。2台のバスで隔日運行をしておりましたので月・水・金、火・木・土ということで路線を決めていて、月・水・金は2台でその路線に行く。火・木・土は同じ2台でその路線に行くという形でやっております、それが昨年6月から同じ2台ですべての路線を毎日運行するというところに無理が生じてきたというのが現状でございます。

事業者さん今現在道南バスさんのほうで元気号の運行をやっていただいております。人員管理につきましては事業者さんのほうで今のダイヤに合った人員管理をしていただいておりますので人員管理上は問題ありません。ただこれを今まで検討した中でどうするかという中ではやはり2台のバスで2人プラス休日等もありますので、その関係の人員配置等を考えた中では町民の要望をクリアするとすると大変無理な部分があって、その分人員的な増員等もあって財政的な負担がふえたという段階ではそういう状況でございました。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） わかりました。もう1つお聞きしておきたいのですけれども、この前見直しをしたときに国のほうの改正がありました。総合計画に変わっていくときに難しい補助基準があったのですがその基準をクリアするようにならざる努力をしたというふうには私は記憶しているのです。その1つ中に既存の運行キロ数を20%アップまたは3キロ以上の延長というのがあったはずですが。結果として見ればこの規制が足かせになったのではないかといいふうにも理解するのですけれども、白老の地理的条件というのはかなり難しいものがあって路線バス・汽車を考えれば走らせ方というのは非常に難しい。それを3キロ以上をもっと走らせなければならぬという規制の中ではかなり難しいことがあったというふうには私は判断しているのですけれども、これが今不便になったという足かせになっているのではないかと考えるのですがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 前回の補助要件の中で今議員がおっしゃったように 20%3 キロという条件がございました。その変更の検討の中で路線のそういう条件を大きくクリアするために萩野・緑泉郷とかそういうところの路線を改正したわけで、それは乗客にとってはこまめに乗り降りができるような路線に変わりましたのでその点は大きく足かせになったということはないと考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 担当課がこの状況の中で悪戦苦闘しているということがこの答弁の中からもよくわかるのですけれども、でも答弁の中にこういうふうにありました。事業者との現地確認を行い路線の見直し策を検討すると。担当課と事業者が話し合いをしてそれで町民が納得する解決策を得るのだと。私素人ながら考えたら2台の決められたバスで町民サービスを向上させるためにこまめに回れば回るほど不満が出てくるはずですよ。そうするとそれを業者と話してうまい解決策が出てくるのか。いくら話をしても解決策というのは出てこないのではないかと。やればやるほど深みに入るのではないかと。そんなふうを考える。ということから考えますと今は高齢化社会が進んでどこの自治体も公共交通の運営は大変だろうというふうに思うのです。みんなが悩んでいるのではないかと。そこで1つだけお聞きしておきたいのですけれども、国交省が地域の公共交通再生の法改正を出したというふう聞いております。ことしに入ってから閣議決定をしたとも聞いているのですが、その見直しに役立つという方向というのは出てきていないのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず1点目の担当課のほうの関係でございます。先ほど答弁いたしましたとおり町民の皆様からのご要望・ご不満等を考えた中でいろいろと検討して事業者さんのほうに経費的なものを出していただきました。ただその経費的なものというのはやはりかなりの経費が出てまいりましたものですから、それをやはり上げるというわけにも当然いきませんので担当といたしましてはできるだけ少ない経費の中で今よりもやはり不満を少しでも解消できる路線それを見直しする方策それを事業者さんのほうと現地確認をいたしまして見直し策を考えたわけでございます。この見直し策につきましてもまだ経費的なものが事業者さんのほうから出てきておりませんが少しでも負担を少なくする形の中で今よりももっと不便を感じない路線にしたいというふうに今案を策定して、今後国の補助金の関係等も協議は必要になってまいりますのでその辺は順次協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 後段の本年2月に国交省が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正というものを閣議決定しておりまして、これはこれまでの地域公共交通網形成計画の中で白老町においては平成23年3月に策定した地域公共交通総合連携計画これをさまざまな生活形態の変化などを受けて持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るために今度は地域公共交通網形成計画というものに改正するという内容の閣議決定をしております。それを受けまして都道府県がまず交通網計画をつくるわけですが、その交通網計画を受けて地域公共交通再編実施計画というものをつくって国交省の大臣に認定申請ができるというような手続きに変わっておりまして、現在白老町においてはその計画変更の手続きにはまだ至っておりませんが国の状況としてはそういう変化がございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 持続可能な交通網の計画、持続可能はこれから先ずっと町でどういうふうに通網をつくっていくか。これは町で投げられても自治体では行き詰まって困っているわけです。財政的あるいは手法的に自治体が助かる、今の状況を打開するという方向の見通しというのがその中にはまだ出てこないのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今回の法律改正案によりますと背景としましては人口減少、高齢化が進展するというところで地域社会の活力を維持するというところでございましてまちづくりと一体となった公共交通の再編ということがいわれております。財源措置等についてはまだ明確ではございませんが国といたしましては国交大臣の認定を受けた地方公共団体に支援する制度としてモデルケースも含めて国の財政措置としては300億円ほどの予算措置があるものです。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） この法の改正を今すぐ活用するという事はなかなか難しいというふうに関わわけですけれども、現状を打開するという点で先ほど聞かなかったのですけれども、2台のバスを3コース毎日運行しているというところに無理があるということなのですが事業者への委託料2,000万円とちょっと超えています。利用者全員が有料になりました。今まで1万人の有料分だったのが目標5万人として5万人が有料になると。みんなが100円でなければならないかどうかということもこれまた別な問題ですけれども、全員からお金をもらって有料にした場合にバスが3台確保できて、それで今のところを改善できるのだというふうにはならないのかどうか。これは不可能かどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今年度の町内循環バスの予算の関係でございまして運行経費としては約2,600万円かかります。予算的に見ているもので運賃収入として約280万円、それと国の補助としていたしまして約700万円という形で一般財源の持ち出しとしては1,600万円くらいの持ち出しとなっております。これを仮に3台という形にした場合には単純に1台分ふえるわけですから少なからずや1,000万円以上の経費が増加すると。運賃収入といたしましても280万円がどれだけ伸びるかということになるとなかなかそこも推測はできませんがそれほど伸びないのではないかと思います。国の補助については金額的には変わってまいりませんので一般財源の持ち出しがやはり1,000万円以上ふえていく形になるかと思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 今の数字を聞いていますと交付税を入れて、そして2,600万円の持ち出しがある。かなり厳しい数字だというふうに思うのです。それを何とか1台1,000万円を超えるその数字を何とか小さくできるかということが勝負なのかというふうに思いますけれども、これからのまちの運営に関してちょっとお聞きしておきたいと思うのです。それをいうと一般的な町民が考えるコミュニティバスから少し考え方が外れるのかもしれないですけども、先日町立病院維持の方向が示されました。病院の健全経営というのはこれからのまちづくりの要でもあろうかというふうに思っています。実際にこれからの社会というのは住民

の足を確保するというのも同じレベルでやはりまちづくりには一番大変なことだろうというふうに私も考えているのですが、一口でいってしまえば語弊が出てきますが通院を最優先にした病院経営に寄与できるようなバス運行というのでも考え方の1つの中に入ってこないかどうか。バス利用のためにはいろいろな目的をつくってそれをみんな満足させようという考え方というのがございましたけれども、やはり今一番まちづくりに中で要になってくる病院経営とそれから町民の足を守るという考え方でそこら辺に枠を狭めて考えて何とかするという方向がとれないかどうか。そういう検討はしたことないかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただいまのご質問でございますけれども若干4項目め、5項目めにかかるのですが病院に特化した輸送手段と申しますとやはり個人病院のほうではやっておりますけれどもドア・トゥ・ドアでいわゆるデマンド方式の輸送形態が考えられると思われまして。町長の答弁にもありましたが今回過疎地域になったことで過疎地有償運送事業というのが可能となっております。この過疎地有償運送事業というのはいわゆる自家用有償旅客運送という分類にありまして、これまで町内でも行われていた事例としましては福祉有償運送その形態と類似しております。福祉有償運送につきましては身体障がい者とか要介護者を移送する目的でございますけれども、過疎地有償運送は過疎地であるということのできる事業でございますので元気号というバス輸送に代替する手段としては検討の手法であるというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） どうも答弁を聞いていてこうやってバスがこういうふうにならなくなっていくのだというイメージがどうしても沸いてこないのですけれども、あと1つだけ聞いておきます。改善の方向を10月には間に合わないけれども1日も早く解決をしたいというふうに先ほどおっしゃられました。嫌な質問かもしれませんが、それではあとどのくらい待てばいいのか。町民がそれだけ待ってくれるのかどうか私わかりませんので、本当に住民の足ですからこの不満を少しでも1日も早く消してあげるためにはいつまでにはこれは方向づけをするというものがほしいのです。そのあたりをどういうふうに考えているのか。もう1回お答えください。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長

○健康福祉課長（長澤敏博君） 大変申しわけありません、10月という時期には間に合わないということでお詫び申し上げます。今現在やっております作業といたしまして答弁にもありましたように現地確認等を済ませまして、それに伴うバスの時間そういうものも全部出てまいりました。それに係る経費が今まだ出てきていません。それが近々出てくるというふうに事業者との協議の中で出てまいりました。それに伴いまして今月早々には補助金の関係の協議に行くつもりであります。その協議の中で補助金の額の大まかな金額等について現在の金額がどういう形になるのかその辺を示していただいて、それに伴いまして一般財源の持ち出しがどのくらいふえるのかという形を検討いたしまして財政的な負担等がある程度許される範囲であればこの後地域公共交通の活性化協議会等の承認を得なければならないということもありますので、時期といたしましては前回の改正についても3カ月前後の期間がかかるということだったものですから遅くとも年明け、1月もしくは2月頃に改正ができるのではなかろうかと進んでおります。そういう考えでおります。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

[3番 齋藤征信君登壇]

○3番(齋藤征信君) そこまでわかりました。

4番、5番合わせてそこに移ります。答弁の中に民間業者の参入についてもちょっと触れられておりました。その部分でちょっと思い出すのですが以前の計画の中に検討する課題として私が記憶をしているところでは、まず1つは交通空白地域をつくらなければならないということがかなり大きな課題としてあったはずで、それから民間事業者に一般乗り合いの資格を取ってもらって事業に参入してもらえるかどうかを検討をしたいというのがあったはずで、それから3つ目に補助金の採算ベースとの兼ね合いでどう考えるかこれを検討する。大体大きくこれらがあったのではないかというふうな気がするのですが元気号が行き詰まっている現在、先ほどの答弁書を見るとデマンドバス導入に向けては課題の解決が必要な状況にありますというまるで他人事みたいに聞こえてくるのです。こちらがだめならば何とかしなければならないとすぐに手を打たなければならないというのが行政ではないかというふうにするのですけれどもこういう議論がなかったのかどうなのか。こういうというのは先ほど3つ挙げた空白地帯を検討する、民間業者に参入してもらう、それから補助金との関係で採算を合わせていく。この重要な部分について続けて検討していなかったのかどうなのか。あの時点でもうバスの路線は見直してしまったから全部消し去れたのかどうなのか。そのあたりはどういう状況なのかお聞かせ願いたいです。

○議長(山本浩平君) 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長(高橋裕明君) デマンドバス導入についての検討でございますけれども今議員がおっしゃるように元気号と併せて検討ができればよろしいと思いますが、今回の元気号の路線と時間の改正というもので健康福祉課と企画のほうと協議しながら進めておりましたけれども、まずは現在の元気号より改正できるよりよい路線と変更を検討しているという中で同時にデマンド交通の検討というのはちょっとできなかったという状況でございます。

○議長(山本浩平君) 3番、齋藤征信議員。

[3番 齋藤征信君登壇]

○3番(齋藤征信君) デマンド交通に関していえば当初公共交通総合計画をつくったときにデマンドを導入するという事は極めて積極的な計画だったというふうには私は記憶しているのです。これは当時の社会情勢からいっても必要だったからデマンド方式を取り入れようというふうになったのではないかと私はそう考えているのです。今回の答弁書を見ていまして必要を認めての答弁だというふうには聞こえます。けれども状況としてやれるのだったらやったほうが良いというそういう段階ではないのではないかと私は思うのです。まちのコミュニティバスがどうあればいいのか。これは健康福祉課と企画課とそれぞれにあるわけですがけれども合同で力を合わせるべきときではないのかというふうに見えるのです。そのあたりの連携がどんなふうにつながっているのか。それぞれ別々に考えているのではないのかというふうに見える。方向性が両方から打ち出されてくるべきではないのか。先ほども話ありましたが横の連携が不十分ではないですか。そう指摘されてどう考えますか。

○議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 今企画担当と健康福祉課のほうで連携してということで議員にからすればまだまだ不足しているというようなことだと思っております。私どものほうで元気号の運行に関していろいろとやっております、それに対する先ほどの答弁にもありました町民の皆様からのいろいろな要望等に

については解決しようという努力をしている次第ではありますが、それに伴いますやはり企画との連携それについては補助金の関係もそうですしそれ以外のデマンドの関係も、デマンドについても答弁にもありますように経費的な問題も当然ございますので、ただやはり元気号だけではなかなか難しい部分というのがあるというのはお互いに理解した上で協議は進めているわけなのですがなかなかその辺が形として表れていない部分というのがあるというふうには思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） この問題最後にします。最後に理事者の考え方をお聞きしたいと思うのですが、今までの論議の中でわかることは住民の足を確保するという大きな課題は1担当課では解決できない問題ではないかというふうに考えるのです。片一方では行き詰まり状態をいう、そして片一方では財政がかなり無理がかかると。こういった場合に本当にもう解決のしようが暗礁に乗り上げてしまうということ。なぜそうなるかという今住民の足を守るという問題の重要性の認識が十分行き渡っていないのではないかと私は思ってしまうのです。繰り返します。高齢化社会の中で住民の足を確保し魅力あるまちづくりを進めるこれは優先課題ではないのですか。もうこれは病院を維持するというのと同じ同列のものではないかと私はそう考えるのです。過疎地指定で新しいソフト事業の道が開かれました。この間いただいた過疎からの自立計画の交通の部分を読ませてもらったらすごく立派な文章で書かれているのです。それは今読み上げませんが。そのソフト事業に道が開かれた選択肢が1つふえた。まちの公共事業の青写真をつくる仕事は誰なのか。担当課ではないはず。これは町の理事者のほうがまちの交通づくりは我々がこういう方針を出すと、だからお前たちがやれとこういうふうにならなければでき上がらないはず。きょうの話を聞いていてバスはどうにもならないという答えしか出てこないとすれば本当に不幸なことです。町民は1日も早くこの改善を待っているはずだと思いますので理事者は全体的な構造をどう考えておられるのかそのあたりをお聞きしてこの質問を終わりにしたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 高齢者と住民の足の確保の交通バスの関係なのですが一番大きくはやっぱり財政の問題が大きく負担になっているというのが正直なところでございます。担当課もいろいろ連携をしながら、今斎藤議員への答弁もそうですけど役割分担をしながらそれぞれ答えておりますので連携の中で苦慮しているというのが正直なところでございます。これは単年度事業ではありませんので1回交通手段の確保がお金をかけてつくったとしたらそれをずっと継続になるものですから、できるだけ今の財政の中でどういうサービスができるのかというのを一所懸命考えているのですが、虎杖浜から社台までの大きな面積の中でなかなか一人一人に対応した交通バスができないということが現状であります。その中で国のほうも過疎地の有償運送事業等々も含めて今どういう手法が一番いいのかも、検討という言葉を使わせていただきますが検討しているところでございますし、デマンドについては利便性を考えると本当にいいものだというふうには認識はしているのですがそこにはやっぱり財政が伴うということでもあります。確かに病院の特化の話も会議の中では何回も出ております。ただ民間の中にもドア・トゥ・ドアで病院にも運ばれているところもありますし、買い物事業者のバスも出ているところもありますのでその辺が全くないわけではないので今の財源でできるだけよりよい利便性の高い交通バスを目指しておりますのでこの辺はご理解をいただきたいと思えますし、毎年毎年その課題をクリアすると次の課題が出てきているのも確かでございますので、その辺も全て利用者



の意見も聞きながら勘案して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 2項目めの教育問題に移りたいと思います。

1つ、全国的に小中学生の不登校が増加したといえます。白老町の児童生徒のいじめ、非行、不登校など教育環境の現状について伺いたいと思います。

2つ目、先生方の業務が一層多忙化していると聞きます。その理由と児童生徒たちとのコミュニケーション不足などに影響がないのかどうなのか伺います。

3番、道教委が全国平均以下の学力テストの成績結果から学力向上のために対策に乗り出すというニュースを聞いたのです。学校がとる対策について伺います。

4番、子供の貧困化が拡大しているといえます。町や学校がどのような対策を講じているのか伺います。

5番目、わかる喜びを与える授業の確立とゆとりの教育削除の関係をどう捉えているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 教育環境についてのご質問であります。

1項目めのいじめ、非行、不登校などの現状についてであります。学校が認知したいじめの件数につきましては23年度15件、24年度14件、25年度7件となっておりますがいずれも学校の指導によりいじめは解消しております。

次に暴力行為の件数は23年度1件、24年度1件、25年度の該当案件はありません。その内訳は器物損壊1件、生徒間暴力1件となっております。

また不登校の児童生徒数につきましては23年度20名、24年度21名、25年度18名となっており、その要因といたしましては家庭での生活環境の急激な変化、親の養育や親子関係をめぐる問題、無気力、怠学傾向によるものとなっております。

2項目めの教員の多忙化とを児童生徒たちへの影響についてであります。授業時数の増加による放課後訪問時間の確保が難しいこと、教材研究、生徒指導、部活動や諸会議、事務的な業務さらには保護者等への対応などによって学校現場の多忙化が進んでいるものと認識しております。しかしながら小人数指導やチーム・ティーチング（T・T）など子供一人一人を大切に学習指導のほか始業前の時間や休み時間、清掃、給食時間を一緒に活動しながらの子供への声かけ、また定期的な教育相談等の実施により学校全体として日常的に子供と触れ合う時間の確保や積極的にコミュニケーションを図るように努めております。

3項目めの学力向上に向けた対策についてであります。全国学力学習状況調査の結果から本町の子供たちは国語科の言語や書く能力、算数・数学科の割合や関数、図形に関する知識理解で正答率が低く中階層に属する子供の割合が高い状況であります。このような課題に対処するため本町の学力向上の指針である児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードに基づき校内研修と連動した授業の充実を初め学習内容の定着を図る学びの循環づくりや小中学校の授業交流、学習規律の整備など9年間を見通した学校間の連結強化を進めております。

また子供一人一人の習熟の程度に応じた小人数指導や道の巡回指導教員活用事業、外部人材活用事業のほか町の施策として算数・数学の学習サポート事業や学び直しを目的とした小学校高学年向けの国語・算数ド

リルを作成するなど子供の確かな学力を育成する学習支援を進めております。

4項目めの子供の貧困化への対策についてであります。子供の学力低下や児童虐待、いじめ等はさまざまな要因が複合しているものと認識しておりますが経済的な環境もその1つの要因になるものと考えられます。本町においてはすべての子供が義務教育を円滑に受けることができるよう経済的な理由によって就学が困難と認められる子供に対して就学援助を行っております。また各学校では家庭の所得の状況にかかわらず子供が社会で自立して生きていくために必要な生きる力を育成するため、就学援助世帯の子供たちを含めて一人一人の状況に応じたきめ細やかな指導を充実させ、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど学校内外との必要な連携を図りながら子供の安心・安全を守る学校づくりを進めております。

5項目めのわかる喜びを与える教育についてであります。教育は子供を自立させるための営みであり子供が豊かな未来に向かって生き抜くためには地力・心力・体力の調和がとれた総合的な人間力を育てていくこと、とりわけその根幹をなすのが確かな学力であり子供が社会で自立していく上で最低限必要な基礎学力を保障することは重要であると考えています。そうした中で本町が掲げるわかる喜びを与える教育とは、分かった、できたを子供自身が実感できる教育をつくり上げることによって、もっとやりたい、今後は自分でやろうといった次の学びへの意欲をかき立てることを保障するものであります。そのため学力だけに特化した捉えではなく子供の関心意欲、個性の伸長、共に生きる心や態度、コミュニケーション能力を養うとともに規範意識や道徳性、健康でたくましい体力の育成など知・徳・体のバランスのとれた教育活動を推進していくことが大切であると考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） ただいま白老におけるそれぞれの数値が示されました。いずれの数値も関係者の努力の跡が見えるものとして喜ばしいというふうに思います。ただ不登校についてはまだ18名いるということでこれについてはやっぱり1カ月以上学校に来られない子供そういう子供がいるということ自体すごく心が痛むものであります。実際に先日報道された1カ月以上の欠席者は全国小中学校で12万人にふえたという報道が出されました。これはご存じだと思うのですが増加中、これからもまだふえるのではないかと。この数値だけ聞くと12万人というと300人規模の学校が400校休んでいると考えたら極めて大変な数字です。この子供たちにどう対応しているのかという点から聞きますと、これは1カ月以上も来られない、かなり専門的なものだろうというふうに思いますけれども多分スクールカウンセラーだとかソーシャルワーカーとか専門家が対応しているというふうに思うのですが、まず初めにこの人たちの身分、勤務時間、内容について伺っておきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 不登校の対応ということでうちのほうではスクールカウンセラーとソーシャルワーカーを配置しております。いずれも道教委の事業でスクールカウンセラーのほうは派遣事業という形で、スクールソーシャルワーカーのほうは道の委託事業という形で進めております。スクールカウンセラーは直接カウンセラーさんにお金が支払われる派遣事業の形をとってしまして、あとスクールソーシャルワーカーさんのほうは町に1回お金が入ってきて町のほうで管理して支払いをするというような流れの道の委託事業ということになっております。

活動状況でございますけれども、まずスクールカウンセラーの活動ですけれども今白老中学校と白翔中学

校両校にそれぞれ1名ずつ2名おまして、合わせて年間で60日間勤務です。大体1日5時間ぐらいの勤務ですけれども、相談件数につきましては延べ341件、相談内容につきましては不登校の対応こちらが170件ございまして、友人関係の部分で80件、親子関係の部分で60件ということで、進路相談20件などというふうになっております。

一方スクールソーシャルワーカーのほうですけれども、こちらは1名教育委員会に配属して各学校を回っているわけですけれども、こちらは年間で66日間ということで学校教育支援センター、家庭への訪問活動が延べ86回ということで、スクールソーシャルワーカーは関係機関の調整役という役割もございましてそういった学校と医療機関あるいは保健福祉等の機関と連携を図りながら問題の解決に当たっているということでございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） そうしますとスクールカウンセラーは2人、ソーシャルワーカーは1人合わせると3人。3人でこれらの難しい子供たちを扱っている。そして件数にするとかなりの件数です。340件とか約170件とか今いわれました。これだけの人数でこれだけのもの、そしてその人たちは白老だけを見ているのか、隣のまちも見ているのか、ずっとめぐってきているのかによってはまた違うのかもしれないけれどもこれだけの人数で専門的に子供に対応する、あるいは家庭に対応するそういうことが十分手が回っていると考えていいのかどうなのか。そこら辺すごく心配なのです。十分手が回っているというのであればいいのですけれども、そのことが1つお聞きしたい。

それともう1つは教育委員会と学校とそれから家庭この三者の関係というのはこういう子供たちに対してどういう連携をとっているのかそのあたりを教えてくださいたいのです。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 1点目の十分かどうかという部分でございますけれども今のところ特にそれ以上にもっと来てほしいとかそういった部分の要望というかそういうものはないので、それだけ日数が多ければ要望だとか学校の先生も相談する時間もふえるということでできればできるだけ多くの日数来ていただいたほうがいいということもありますけれども、道の派遣事業でさまざまほかのまちにも行ったりしているという状況もありますので、かけ持ちもありますので今のところ充足しているといえはしているという状況で保っているということでございます。

2点目の教育委員会と学校と家庭とですけれども、今学校における対応としまして学校のほうでももちろんスクールソーシャルワーカーだけに頼っているということではなくて学校のほうでも先生方がそれぞれ家庭訪問したりだとか電話対応したりということをやっております。それに対してまた先ほど連携という言葉もありましたけれども例えば健康福祉課の部門だとか、あと医療関係者の部門とか民生委員だとか地域の方ともそういう組織体制をもって全体として地域ともかかわりながら環境改善に当たっているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） さまざまな関係者が寄り添って面倒見なければならないということはよくわかるのです。

もう1つ別な側面からお聞きしたいのですが、私が強く思うのは各関係機関や専門家の対応とはまた別にその子を受け持つ担任の役割その大きさを考えたいのです。子供にとって絆をつなぐ一番の相手というのは担任だろうというふうに思うのです。拒否されようが反抗されようが常に自分にかかわってくれる担任の一言、そして粘り強い世話活動そういうことが学校に行きたくても行けない子供の心に灯をともしないかと思うのです。心に灯をともしせるのは一番は担任ではないかと私はそう強く思っています。逆ないい方をしますとその子たちに寄り添うのは教師の仕事ではないかというふうにも思います。日常担任がこういう子供たちに対してどう対応していかなければならないのか現場のあり方についてどう指導されているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 多忙化の部分ともちょっと関係してくるかと思うのですけれども、確かに担任のほうも一所懸命家庭訪問行ったりだとか来たときのフォローだとかそういう部分では一所懸命やっていたと思いますけれども、担任だけではできない部分は教頭先生だとか校長先生、校内全体での取り組みということでございます。

うちのほうの指導といいますか、要するに子供たちに先生たちが向き合う時間をどうするかという部分では放課後の会議の見直しだとか、会議の開始時間や終了時刻の厳守そういった工夫、そういう設定を指導といいますか縮減に向けた取り組みをしております、その中で子供たちと向き合う時間そういった不登校への対応だとかも含めましてそういった時間を確保するような指導をしております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） ニュースや何かの中で1カ月休んでいる内に1回だけ訪問しましたとかそういうことはよくあるのです。本当に毎日でも行かなければそういうことの打開はできないはずなのだけれども、やっぱり忙しいのか行きづらいのか何が原因かわからないけれども学校だとか担任が一生懸命足を運ぶというそういう体制というのが十分にとれているかどうかということをお私には一番心配するわけです。そのことを押さえておいて子供がそういう状況に置かれている中で現場も苦勞しているということはおよくわかるのでまずそこはそこだけで2番目に移りたいと思います。

先ほど答弁にもありましたけれども現場の多忙化がすごく進んでいるのだと。その中で指導の合間を見ながら子供と触れ合う時間を使っていますというお話でした。その姿もわかりました。ところで平成11年、12年に小学校・中学校は新しい学習指導要領が実施されました。学力向上を視野に授業時数が大きくふえたというふうに聞いております。どのような授業時数に変わったのか伺います。また時数がふえたことに対してどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） まず学習要領の改定によりどれくらいに変わったかという部分でございますけれども、小学校につきましては平成23年度からの改正で1週間当たり授業時数1、2年生で2時間、3年生以上でそれぞれ1時間ずつふえておまして小学校6年間の総授業時数で278時間の増となっております。中学校につきましては24年度からの改正でございます1週間当たり授業時数がすべての学年でそれぞれ1時間ずつふえているというような状況でございます。授業時数がふえたということで国語だとか算数の主要教科だとか、あるいは英語の指導が小学校で入ったりだとかという部分では時数をふやしてという

ころなのですけれども、その辺については学力を基礎としながらも総合的な学習の時間も若干減っているのですけれども、その中でもやっぱり地域と触れ合う時間も保ちながらまずは学力をしっかり固めた上でやっていくということも必要でしょうし、そういった文部科学省の考え方の中でやっているというのが現状でございます。

○議長（山本浩平君）　ここで一度休憩を入れます。

休　　憩　　　　　午後　　3時34分

---

再　　開　　　　　午後　　3時44分

○議長（山本浩平君）　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

3番、斎藤征信議員。

〔3番　斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君）　3番、斎藤です。それでは続けさせていただきます。ただいまのお答えの中で小学校1、2年生が週2時間ふえると。小学校の1年生、2年生が1時間ふえるというのもすごくハードだというふうに思うのです。今まで4時間でやっていたものが5時間になる。それが2日やらなければならないとなると大変なことだろうと。小学校3年生から中学生までは1時間ふえるのだと。たった週1時間ふえるというふうには見えるのですけれどももう既に満杯状態でしょう。満杯状態の中に1時間ふやさなければならない。そうすると校内の暮らしには全く余裕がなくなるのではないかという気がするのです。土曜日がなから週5日です。小学校6年生が6時間やらなければならないのは3日間。中学生になると週5日のうちに4日間は6時間をやるのです。6時間の授業が終わったら小学生は帰りが大体午後3時頃になるでしょうか。中学生がざっと数えても3時半ぐらいだろうとそういうふうになるのではないか。それから終わった後に今度は生徒会の活動だとか部活が入ってくるわけでしょう。そしてあと1時間ぐらいしかないわけですからこの中で1つの活動をやったらもう下校時間ですといわれる。そういう時間になる。先生方はそのあと1時間ぐらいで会議をやったり、それから書類を整理したり成績つけたりして、それだっただけで1時間ぐらいやったらもうあと出勤時間になってしまう。こういうような状況評価でしょう。こうやって考えると子供も先生も学校にいるうちにゆとりは全くない状況になると思いませんか。この1コマふえるだけ、この学習指導要領の改訂は本当に学力をつける、向上につながるのかどうなのか。昔のことをよくいいますけれども昔は教科外指導の以外の時間から多くのものを学んだ。昔の若い人たちはそういうのです。触れ合いながらその中で育った。もちろん授業時数の中で触れ合っていないとは一言もいいません。触れ合っているだけけれどもそこから離れた時の時間というのが本当に子供たちにとってはすごく大事な時間それが全部なくなるのです。そういう心を育てる教育というのは時間がふえるということで本当にできるのかどうなのか、そのあたりどういうふうにご考えていますか。国のやることにごちゃごちゃいうのは答えは大変かもしれないけれども実態として、現場の実態としてどういうふうにご押えますか。

○議長（山本浩平君）　古俣教育長。

○教育長（古俣博之君）　今議員がおっしゃるように学校の多忙化という事実については委員会としても認識しております。ただ時間的に子供たちとの触れ合いの時間が勤務時間とのかかわりの中で少なくなったということ自体でいえば今いった多忙化というのは認識したいと。ただ学校現場における教育内容のあり方が随分違ってきております。それは先ほどの答弁の中でもお話したように教科指導についてT・Tだとか

それから小人数指導だとかそういう部分なところで教師との触れ合いの時間その場面も持ちながら授業も進めてきております。

それから放課後の指導の中においてだとかそれから休み時間の中においても先生方との触れ合う時間が短くなったからなくなっているというふうな現状はそんなに大きな問題としてあるというふうな認識は委員会としては持っておりません。時数が今いったようにふえているということについては、議員もおわかりのように今の社会状況の変化の中でやはり子供たちに基礎学力をしっかりとつけながら、知・徳・体をバランスよくした教育活動を推進していくというふうな関係からいけば今文科省か出てきている状況もまた1つしっかりと押さえていくことも私自身は必要ではないかというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） また別な面からいいます。統計を見ますと先生方は1日2時間残業。月にすると40時間の残業が当たり前というふうなものが出ています。ところが小中学校教員の55%は月80時間、1日4時間の残業というのも55%、過半数以上がそれだけの残業をやっているのだというふうに出ています。残業手当でいいますと調整額、調整手当で給与の4%もらっているのです。一律決まっているわけです。月30万円の給与だとすれば調整額は1万2,000円です。1万2,000円を月1日2時間やると月40時間で割ったら残業手当は1時間300円です。その倍残業しているとすれば1時間当たり150円見当にしかたらないのです。それだけでも先生方はそれでも残業やらなければいけないから頑張っているということは現実なのです。そこで聞きたいのですけれども、教育委員会は先生方の残業状況、残業時間というものを調査しておりますか。そこを伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○教育課長（高尾利弘君） ご存じのように先生方の給料の関係は道教委のほうで実際にはやっているということなものですから直接うちのほうでの残業代がどれぐらいだというのは今手元にそういった集計は取っていません。あと全道的にどうだと、今斎藤議員おっしゃったような内容の部分だけの押さえになるということでございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 一人一人みんな違いますし残業の仕方も違うし手当の額も違いますしそれはかなり難しいことなのだけれども本当に先生方の残業というのは先生方の健康だとかのためには調べておかなければだめです。これは国からの手当で全部決まっているのだからそれで事は済みではだめなのです。先生方が今どういう状況に置かれているかということをもう少し考えていただければというふうに思います。私は教師である限り自宅に仕事を持って帰るのは当たり前だと宿命だと思っているのです。それでなかったらできないのですから。しかし教師の多忙化を見直さない限り子供に寄り添う教育は崩壊するのではないかとまで考えるのです。教育長にこんな聞き方をすると失礼かもしれないけれどもちょっと聞きます。教育長は校長会、教頭会に顔を出されますよね。そんな中で先生方に時間をつくる工夫を話題として提供する機会何かがおありかどうか。例えば子供と触れ合う時間をどう設定するか。例えばノ一部活デー、部活のない日、それから会議のデー、会議のない日、残業デー、残業をしないで帰る日、あるいは授業を離れて先輩後輩交流の場の設定、それから健康や子供たちを取り巻く環境について話し合うような場の設定そういうようなもの。いくらいっても学校によって状況が違いますから取り上げ方というのは違いますけれども今の時代こういう

ことも教育委員会が指導しなければならない大事な指導の1つだと考えるのですけれどもそういうふうには考えられませんか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 時間外勤務の縮減につきましては全国的にも調査しておりますし、先ほど課長からは本町実態の部分については時数は具体的には捉えておりませんが、道教委の調査とともに実態調査はしております。ですから1日平均でいえば小学校で2時間ぐらいです。それから中学校でいけば3時間ぐらいの時間外勤務があるというふうに押さえております。そういう中で教育局もそうですけれども本町においても時間外勤務の縮減についても対策は校長会を通しながらさせてもらっております。中学校においては私も現場にいたときもそうですけれども必ず1週間のうち月曜日は部活はしない、試合などでどうしてもやらなくてはならないときはありますけれども約束としては月曜日は部活動がなしだとか、それから放課後の会議を長くしないだとか少なくするというので今各学校では1カ月に1回の職員会議はやらないで、それを夏・冬休みに3カ月分見通しを持ってやるだとかそういうふうなことで会議の時間を減らしたり、それから朝の打ち合わせも昔は必ず10分、15分でやっていました。それをしないで隔日にしたり、それから定期時間で帰る日を設けたりそういう対応は実際的にやるようにしたり、それから年休を利用した工夫をしながら先生方に休みをとってもらうだとかそういう工夫も各学校に指示をしておりますし各学校においてもそういう対応はとっている現状にあります。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） さまざまな取り組みを現場なりに工夫をしていると。そして教育長もその指導の先頭に立っているということでよくそこら辺はわかりました。そうしなければ本当に先生方が余裕をなくするという条件があるということですのでそこら辺は厳しく見てあげてほしいというふうに思います。

3番の学テの問題にいきます。町が頑張っている学力向上対策について悪いというつもりは全くございません。町内独自の対策については立派にやられているというふうに認識しております。ただ今回の全国学力テストの公表をどういうことになるのかと。北海道は4種のテストの平均で小学校が44位、中学校が33位という公表がありました。この数字を見たときに道民はどういうふうに見るのでしょうか。47のうちの44位、そしたらもうビリではないかと大変だと指導が悪いということになるのではないのでしょうか。その数字からいうとそういうふうに見るのが普通なのです。ところがよく中身を見ると小学校で平均点まであと2点ちょっとなのです。中学校でいうと0.7いくら1点に満たないのです。スポーツと違ってこの1点2点を争ってどうするのだと。本当にこの1点2点を争うために頑張って、そして勝った負けたをいっているようで単なる点取り競争になってしまう。本当の学力とは無縁のものではないかと私はそう考えるのです。最近に公表をどこまでするかというのがテレビのニュースになっています。県段階まではやった、今度は自治体までおろすか、あるいは学校までおろすかというようなことがいろいろあるのですが道教育が各振興局を回るといったのはどこまで発表するかというその了解をとるために回るというふうに私は思ってしまうのですけれどもそういうニュースというのは伝わっていないのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 学力調査の公表についてですけれども今回26年度の学力検査から実施要領が変わりまして、都道府県につきましては市町村の同意を前提として市町村ごとの調査結果を公表できると

ということになったということが1つと、2つ目が市町村の教育委員会、町ではそれぞれの教育委員会の判断で学校ごとに調査結果を公表することができるこの2点でございます。

今各回るといったところは1つ目の町村別の公表ができるということになったということでそういう同意を得るという作業をしているという中で回っておりますけれども、今のところ白老町としての考え方としては道教委の市町村別の公表、全道すべての学校をやるという部分での同意はしないということで教育委員会で協議はしております。今のところですけどもちょっと内容が変われば今後検討の余地はあると思うのですけれども。

あとよく話題になります学校別の状況でございますけれどもそちらについては町としては公表しないということで考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 前にも学テの弊害については何回か指摘してきたのですけれどもやはり危惧したことが全国的に起こっているのです。最下位を脱出した沖縄それから中位に位置する香川県、学校体制は今学力向上という名前の中で学テ体制ととっているのです。まず学校行事を削る。長期休業中は補習をやる。県独自の学テをやる。校長会独自の診断テストをやる。そしてそのためのカリキュラムをつくって年明けから学テの特別体制をとる。まさにテスト漬けなのです。こんな中で学ぶことが楽しいとは思いませんという子供たちがどんどんふえてくるし悲鳴を上げるのは当たり前でないかというふうに思うのです。

この間もニュースの中で出ていましたけれどもどこかの知事が独断で町村の成績を発表して、学校は平均以上の学校の校長名を発表するとかこれからやるとかそういうニュースがありましたけれども、競争すればどんどん成績が上がっていくのだという勘違いをする知事や何かがあらわれるわけです。そういうことに手を貸すことに私は絶対やってはいけないというふうに思うのです。日常の学力向上はいくらやってもいいけれども全国で肩を並べて1点2点を争う競争に力を貸すということは絶対やってはならない。だから私はそういう意味でいうと町村別の発表もやめてくれたほうがいい。何だ白老はこんなに下か、白老の先生方何やっているのだ、白老の教育委員会は何やっているのだとこういう結果にしかならないとすればこれは大変なことなのです。

もう1つつけ足せば最近安倍首相は真に頑張る教師の処遇改善という教育再生方針を出しました。先生方の給与にもメリハリをつけて差をつけなければならないと。競争させるということだと思ふのです。もうそこまでいったら学テと結びついて、成績と結びついてそういうふうになっていったら日本の教育は崩壊します。これは目に見えています。子供は点取り競争をする、先生方は頑張り競争をする、これでは地域の教育というのは遠からず劣化してしまうだろうということを一番心配するのです。

これは先ほど話した町の教育方針とは全く違いますのかなり大きな矛盾を抱えているのだということだけ押さえてください。もう時間がありませんので前へ進みます。

子供の貧困について伺います。国会で子供の貧困対策法が全会一致では決定しました。そして遅れてことしの8月子供の貧困対策大綱というのを閣議決定しました。貧困が背負うリスクを次世代に引き継ぐことを断ち切ることをねらいますという立派なものです。

ところで白老の貧困率というのはわかりますか。普通は地域の貧困率ということは余り出さないだろうと思うのですが大抵は就学援助の世帯の比率だとかそういうもので出すのだとは思っているのですがそのあた



りどのように押さえているのか教えてください。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 今新聞報道で子供の貧困率という形で出ていますけれども貧困率自体の出し方としては指定統計というか国民生活基礎調査こちらのほうで出しておりまして、それは全戸調査ではなくて一部特定の地域の調査ということで市町村ではなくて道が調査しているということもありまして貧困率自体は町の中では押さえていないということがございます。

教育委員会の制度としまして就学援助の制度がございます。こちらについては現在平成26年度7月末現在の認定率でいきますと25.5%、要するに4分の1以上が受給対象になっていると。全生徒に占める割合です。そういうことになっております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 全国的には今16点くらいといわれているのですが白老は25.5なのです。4人に1人、全国的には6人に1人なのです。飛び抜けて子育て家庭の貧困というのがひどいのです。ここに何とか手をつけなければならないというふうに最後いつているのですがもう時間がございませんのでゆっくりは話しませんけれども、特に先ほども話がありました教育扶助の申請の要件というのは生活補助の1.1、これも前にも何とかならないのかと聞いたのですがそうはならなかった。だけれども今生活保護自体が低くなってきているのです。そうするとそれに合わせて低くなっていくわけですから。苦しい生活がもっと苦しくなる。もっと貧困の世帯がふえているのにその部分を改善してやらないことにはどうにもならない。子供が助からないだろうと。そうすると1.2が1.3にいくかこれは財政がかなうならばの話になってしまうのですけれども、でもやっぱりそこを考えるとやらなければならないし、先ほど同僚議員がおっしゃいました医療費無料化だって金がないでは済まないのではないかという気がします。

それともう一つ、子ども憲章を出しました。立派なものです。ところがあそこにかかれてあるあくまでも規範だとはいっても、やっぱり生活の土台が悪くなっているのにあのこと自体ができない子供たちが出てくる。そういうことをすごく心配する。実のあるものにする、絵にかいた餅にしないためにも子供を何とか助けてやってもらえないか。今こそ必要だと考えるのですがそのあたりどういうふうに考えますか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 就学援助についてのパーセントを課長のほうからお話をさせてもらったのですが、今うちでやっている率からいきまして前年度受給している子供たちが去年の8月の生活補助の部分が下がったから受けられなくなっているかというところというのは今回はなかったのです。そういうふうなことは確かにあるのですけれども子供たちの生活状況が家庭的に問題があるところの1つの要因は経済的な部分のところは学校現場では十分感じられるところがあるので、そここのところの今後のあり方については考えていかなければならない部分だと思います。ただそここのところが受給率の件数アップそのものだけで今ある貧困化というか、その貧困化をすべてなくすることができるかということではないように私は思っています。もっともっと学校現場で今議員がおっしゃっていたさまざまな心の触れ合いだとかそういう人間的なかわりも通しながら貧困化に対しての対応力をつけていかなければ本来の子供の自立性は育っていかないのではないかというふうに思っていますので、十分教育委員会としましてもしっかりとその現状を踏まえながら学校現場と連携しながら進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） あと30秒で最後の質問いたします。かなり短く端折りますけれども、実際に知識偏重と一時いわれた、知識を詰め込んでいるそのことを排除するためにゆとりの時間をつくった。それから国際理解だとか地域と共生する教育を受けるそういう大事な総合学習の時間が削られました。そのことに対して本当に子供が一番大事にしていたその時間が消えたということはこれからの教育にとって大変マイナスではないのかというふうには私は思っているのですけれどもそのあたりの見解を伺って終わります。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 時代がますますグローバル化した知識基盤社会という状況になってきております。そういう中でどういうふうにして学校教育がその時代に対して役割を果たしていかなければならないかということは、今学校現場においても大変な部分があるのですけれども基本的にはまずしっかりと生きる力の中核をなす確かな学力をつくっていくというところはやっぱりこれは外されない部分だというふうに私自身も思っております。総合的な学習の時間が時間的には減っているといいながらもより横断的に教科指導も踏まえましてかなり内容の濃い授業体制が今できております。今具体的には幾つも挙げられませんが町内においてもアイヌ文化を学ぶふるさと学習も含めましてしっかりとキャリア教育をしながらそういう横断的な学習は進んでおりますので今後もしっかりとそこのところは内容的な吟味を図りながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 以上で3番、斎藤征信議員の一般質問を終了いたします。